

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

【公布日】 2020-05-28

【公布機関】 第 13 期全国人民代表大会第 3 回会議 主席令第 45 号

[中国語原文]

中华人民共和国民法典 第五编 婚姻家庭

第一章 一般规定

第一千零四十条 本编调整因婚姻家庭产生的民事关系。

第一千零四十一条 婚姻家庭受国家保护。
实行婚姻自由、一夫一妻、男女平等的婚姻制度。
保护妇女、未成年人、老年人、残疾人的合法权益。

第一千零四十二条 禁止包办、买卖婚姻和其他干涉婚姻自由的行为。禁止借婚姻索取财物。
禁止重婚。禁止有配偶者与他人同居。
禁止家庭暴力。禁止家庭成员间的虐待和遗弃。

第一千零四十三条 家庭应当树立优良家风，弘扬家庭美德，重视家庭文明建设。
夫妻应当互相忠实，互相尊重，互相关爱；家庭成员应当敬老爱幼，互相帮助，维护平等、和睦、文明的婚姻家庭关系。

第一千零四十四条 收养应当遵循最有利于被收养人的原则，保障被收养人和收养人的合法权益。
禁止借收养名义买卖未成年人。

第一千零四十五条 亲属包括配偶、血亲和姻亲。
配偶、父母、子女、兄弟姐妹、祖父母、外祖父母、孙子女、外孙子女为近亲属。
配偶、父母、子女和其他共同生活的近亲属为家庭成员。

第二章 结婚

第一千零四十六条 结婚应当男女双方完全自愿，禁止任何一方对另一方加以强迫，禁止任何组织或者个人加以干涉。

第一千零四十七条 结婚年龄，男不得早于二十二周岁，女不得早于二十周岁。

[日本語訳文]

民法典 第五編 婚姻・家族

第 1 章 一般規定

第 1040 条 この編は、婚姻・家族により生ずる民事関係を調整する。

第 1041 条 婚姻・家族は、国の保護を受ける。
婚姻の自由、一夫一婦及び男女平等の婚姻制度を実行する。
女性、未成年者、老人及び障害者の適法な権益を保護する。

第 1042 条 第三者が取り決めた婚姻及び売買婚並びに婚姻の自由に干渉するその他の行為は、これらを禁止する。婚姻を口実として財物を求めることは、これを禁止する。

重婚は、これを禁止する。配偶者のある者が他人と同居することは、これを禁止する。
家庭内暴力は、これを禁止する。家族成員の間での虐待及び遺棄は、これらを禁止する。

第 1043 条 家庭においては、優良な家風を確立し、家庭の美德を発揚し、家庭における文明建設を重視しなければならない。

夫婦は、相互に忠実であり、相互に尊重し、相互に思い遣らなければならない。家族成員は、老人を敬い子供を愛しみ、相互に助け合い、平等であり、睦まじく、かつ、文明的な婚姻・家族関係を維持保護しなければならない。

第 1044 条 養子縁組は、養子となる者に最も有利であるという原則に従い、養子となる者及び養親になる者の適法な権益を保障しなければならない。

養子縁組の名を借りて未成年者を売買することは、これを禁止する。

第 1045 条 親族には、配偶者、血族及び姻族を含む。
配偶者、父母、子、兄弟姉妹、祖父母、外祖父母、孫及び外孫は、近親者とする。

配偶者、父母、子及び共同生活するその他の近親者は、家族成員とする。

第 2 章 結婚

第 1046 条 結婚は、男女双方の完全な自由意思によらなければならない。いずれか一方が他方に対し強迫をすることは、これを禁止し、いかなる組織又は個人も干渉をすることは、これを禁止する。

第 1047 条 結婚の年齢について、男は 22 歳を下回ってはならず、女は 20 歳を下回ってはならない。

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

第一千零四十八条 直系血亲或者三代以内的旁系血亲禁止结婚。

第一千零四十九条 要求结婚的男女双方应当亲自到婚姻登记机关申请结婚登记。符合本法规定的,予以登记,发给结婚证。完成结婚登记,即确立婚姻关系。未办理结婚登记的,应当补办登记。

第一千零五十条 登记结婚后,按照男女双方约定,女方可以成为男方家庭的成员,男方可以成为女方家庭的成员。

第一千零五十一条 有下列情形之一的,婚姻无效:

- (一)重婚;
- (二)有禁止结婚的亲属关系;
- (三)未到法定婚龄。

第一千零五十二条 因胁迫结婚的,受胁迫的一方可以向人民法院请求撤销婚姻。

请求撤销婚姻的,应当自胁迫行为终止之日起一年内提出。

被非法限制人身自由的当事人请求撤销婚姻的,应当自恢复人身自由之日起一年内提出。

第一千零五十三条 一方患有重大疾病的,应当在结婚登记前如实告知另一方;不如实告知的,另一方可以向人民法院请求撤销婚姻。

请求撤销婚姻的,应当自知道或者应当知道撤销事由之日起一年内提出。

第一千零五十四条 无效的或者被撤销的婚姻自始没有法律约束力,当事人不具有夫妻的权利和义务。同居期间所得的财产,由当事人协议处理;协议不成的,由人民法院根据照顾无过错方的原则判决。对重婚导致的无效婚姻的财产处理,不得侵害合法婚姻当事人的财产权益。当事人所生的子女,适用本法关于父母子女的规定。

婚姻无效或者被撤销的,无过错方有权请求损害赔偿。

第三章 家庭关系

第一节 夫妻关系

第一千零五十五条 夫妻在婚姻家庭中地位平等。

第一千零五十六条 夫妻双方都有各自使用自己姓名的权利。

第 1048 条 直系血族又は 3 代以内の傍系血族は、結婚を禁止する。

第 1049 条 結婚を要求する男女双方は、自ら婚姻登記機関において結婚登記を申請しなければならない。この法律の規定に適合する場合には、登記をし、結婚証を発給する。結婚登記が完了すれば、直ちに婚姻関係が確立する。結婚登記手続をしていない場合には、補足して登記を手続しなければならない。

第 1050 条 結婚を登記した後に、男女双方の約定に従い、女性側は男性側の家庭の成員となることができ、男性側は女性側の家庭の成員となることができる。

第 1051 条 次に掲げる事由の 1 つがある場合には、婚姻は、無効とする。

- (一)重婚であるとき。
- (二)結婚が禁止される親族関係があるとき。
- (三)法定結婚年齢に達していないとき。

第 1052 条 強要により結婚した場合には、強要された一方は、人民法院に対し婚姻の取消しを請求することができる。

婚姻の取消しを請求する場合には、強要行為が終了した日から 1 年以内に提起しなければならない。

不法に人身の自由を制限された当事者は、婚姻の取消しを請求する場合には、人身の自由を回復した日から 1 年以内に提起しなければならない。

第 1053 条 一方は、重大な疾病に罹患している場合には、結婚登記前に他方にありのままに告知しなければならない。ありのままに告知しないときは、他方は、人民法院に対し婚姻の取消しを請求することができる。

婚姻の取消しを請求する場合には、取消事由を知り、又は知るべき日から 1 年以内に提起しなければならない。

第 1054 条 無効であり、又は取り消された婚姻は、当初から法的拘束力がなく、当事者は、夫婦としての権利及び義務を有しない。同居期間に取得する財産は、当事者が合意によりこれを処理する。合意不成立である場合には、人民法院が故意・過失のない当事者に配慮するという原則に基づき判決する。重婚によりもたらされた無効な婚姻にかかる財産に対する処理は、適法な婚姻当事者の財産上の権益を侵害してはならない。当事者が生んだ子には、父母・子に関するこの法律の規定を適用する。

婚姻が無効であり、又は取り消された場合には、故意・過失のない当事者は、損害賠償を請求する権利を有する。

第 3 章 家族関係

第 1 節 夫婦関係

第 1055 条 夫婦は、婚姻・家族において地位が平等である。

第 1056 条 夫婦双方は、いずれも自己の氏名を各自使用する権利を有する。

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

第一千零五十七条 夫妻双方都有参加生产、工作、学习和
社会活动的自由，一方不得对另一方加以限制或者干涉。

第一千零五十八条 夫妻双方平等享有对未成年子女抚养、
教育和保护的權利，共同承担对未成年子女抚养、教育和保护的
义务。

第一千零五十九条 夫妻有相互扶养的义务。
需要扶养的一方，在另一方不履行扶养义务时，有要求其
给付扶养费的权利。

第一千零六十条 夫妻一方因家庭日常生活需要而实施的民
事法律行为，对夫妻双方发生法律效力，但是夫妻一方与相对人另
有约定的除外。

夫妻之间对一方可以实施的民事法律行为范围的限制，不
得对抗善意相对人。

第一千零六十一条 夫妻有相互继承遗产的权利。

第一千零六十二条 夫妻在婚姻关系存续期间所得的下列财
产，为夫妻的共同财产，归夫妻共同所有：

- (一) 工资、奖金、劳务报酬；
 - (二) 生产、经营、投资的收益；
 - (三) 知识产权的收益；
 - (四) 继承或者受赠的财产，但是本法第一千零六十三条第
三项规定的除外；
 - (五) 其他应当归共同所有的财产。
- 夫妻对共同财产，有平等的处理权。

第一千零六十三条 下列财产为夫妻一方的个人财产：

- (一) 一方的婚前财产；
- (二) 一方因受到人身损害获得的赔偿或者补偿；
- (三) 遗嘱或者赠与合同中确定只归一方的财产；
- (四) 一方专用的生活用品；
- (五) 其他应当归一方的财产。

第一千零六十四条 夫妻双方共同签名或者夫妻一方事后追
认等共同意思表示所负的债务，以及夫妻一方在婚姻关系存
续期间以个人名义为家庭日常生活需要所负的债务，属于夫
妻共同债务。

夫妻一方在婚姻关系存续期间以个人名义超出家庭日常生
活需要所负的债务，不属于夫妻共同债务；但是，债权人能够
证明该债务用于夫妻共同生活、共同生产经营或者基于夫妻
双方共同意思表示的除外。

第 1057 条 夫婦双方はいずれも生産、業務、学習及び社会活
動に参加する自由を有し、一方は他方に対し制限又は干渉をし
てはならない。

第 1058 条 夫婦双方は、未成年の子に対し卑属扶養し、教育
し、及び保護する権利を平等に享有し、未成年の子に対し卑属
扶養し、教育し、及び保護する義務を共同して負う。

第 1059 条 夫婦は、相互に扶養する義務を有する。
扶養を必要とする一方は、他方が扶養義務を履行しない場
合には、扶養費を給付するよう当該他方に要求する権利を有す
る。

第 1060 条 夫婦の一方が家族の日常生活の必要により実施
する民事法律行為は、夫婦双方に対し効力を生ずる。ただし、
夫婦の一方と相手方とに別段の約定がある場合を除く。

夫婦間において、一方が実施することができる民事法律行
為の範囲に対する制限は、善意の相手方に対抗することができ
ない。

第 1061 条 夫婦は、相互に遺産を相続する権利を有する。

第 1062 条 夫婦が婚姻関係存続期間において取得する次に
掲げる財産は、夫婦の共同財産とし、夫婦の共同所有に帰属
する。

- (一) 賃金、賞与及び役務報酬
 - (二) 生産、経営又は投資による収益
 - (三) 知的財産権による収益
 - (四) 相続し、又は贈与を受けた財産。ただし、次条第(三)号
所定のものを除く。
 - (五) 共同財産に帰属すべきその他の財産
- 夫婦は、共同財産に対し、平等な処理権を有する。

第 1063 条 次に掲げる財産は、夫婦の一方の個人財産とす
る。

- (一) 一方の婚姻前の財産
- (二) 一方が人身損害を受けたことにより取得する賠償又は
補償
- (三) 遺言又は贈与契約において、一方のみに帰属する旨
が確定される財産
- (四) 一方の専用する生活用品
- (五) 一方に帰属すべきその他の財産

第 1064 条 夫婦双方が共同して署名し、又は夫婦の一方が
事後に追認する等の共同の意思表示により負う債務及び夫婦
の一方が婚姻関係存続期間において個人の名義により家族の
日常生活の必要のため負う債務は、夫婦共同債務に属する。

夫婦の一方が婚姻関係存続期間において個人の名義によ
り家族の日常生活の必要を超えて負う債務は、夫婦共同債務
に属しない。ただし、債権者が当該債務が夫婦の共同生活若
しくは共同生産経営に用いられ、又は夫婦双方の共同の意思表
示に基づく旨を証明することができる場合を除く。

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

第一千零六十五条 男女双方可以约定婚姻关系存续期间所得的财产以及婚前财产归各自所有、共同所有或者部分各自所有、部分共同所有。约定应当采用书面形式。没有约定或者约定不明确的,适用本法第一千零六十二条、第一千零六十三条的规定。

夫妻对婚姻关系存续期间所得的财产以及婚前财产的约定,对双方具有法律约束力。

夫妻对婚姻关系存续期间所得的财产约定归各自所有,夫或者妻一方对外所负的债务,相对人知道该约定的,以夫或者妻一方的个人财产清偿。

第一千零六十六条 婚姻关系存续期间,有下列情形之一的,夫妻一方可以向人民法院请求分割共同财产:

(一)一方有隐藏、转移、变卖、毁损、挥霍夫妻共同财产或者伪造夫妻共同债务等严重损害夫妻共同财产利益的行为;

(二)一方负有法定扶养义务的人患重大疾病需要医治,另一方不同意支付相关医疗费用。

第二节 父母子女关系和其他近亲属关系

第一千零六十七条 父母不履行抚养义务的,未成年子女或者不能独立生活的成年子女,有要求父母给付抚养费的权利。

成年子女不履行赡养义务的,缺乏劳动能力或者生活困难的父母,有要求成年子女给付赡养费的权利。

第一千零六十八条 父母有教育、保护未成年子女的权利和义务。未成年子女造成他人损害的,父母应当依法承担民事责任。

第一千零六十九条 子女应当尊重父母的婚姻权利,不得干涉父母离婚、再婚以及婚后的生活。子女对父母的赡养义务,不因父母的婚姻关系变化而终止。

第一千零七十条 父母和子女有相互继承遗产的权利。

第一千零七十一条 非婚生子女享有与婚生子女同等的权利,任何组织或者个人不得加以危害和歧视。

不直接抚养非婚生子女的生父或者生母,应当负担未成年子女或者不能独立生活的成年子女的抚养费。

第一千零七十二条 继父母与继子女间,不得虐待或者歧

第一千零六十五条 男女双方は、婚姻関係存続期間において取得する財産及び婚姻前の財産につき各自の所有、共同所有又は一部各自の所有かつ一部共同所有に帰属する旨を約定することができる。約定については、書面による形式を採用しなければならない。約定がなく、又は約定が明確でない場合には、第1062条又は第1063条の規定を適用する。

婚姻関係存続期間に取得する財産及び婚姻前の財産に対する夫婦の約定は、双方に対し法的拘束力を有する。

夫婦が婚姻関係存続期間において取得する財産について各自の所有に帰属する旨を約定した場合において、夫又は妻の一方が対外的に負う債務について、相手方が当該約定を知っているときは、夫又は妻の一方の個人財産により弁済する。

第1066条 婚姻関係存続期間において、次に掲げる事由の1つがある場合には、夫婦の一方は、人民法院に対し共同財産の分割を請求することができる。

(一)一方が夫婦共同財産の隠匿、移転、換価、毀損若しくは浪費又は夫婦共同債務の偽造等の夫婦共同財産の利益を重大に損なう行為をしたとき。

(二)一方が法定扶養義務を負う者が重大な疾病に罹患して治療を必要とする場合において、他方が関連する医療費用の支払いに同意しないとき。

第2節 父母・子の関係及びその他の近親者の関係

第1067条 父母が卑属扶養義務を履行しない場合には、未成年の子又は独立して生活することができない成年の子は、卑属扶養費を給付するよう父母に要求する権利を有する。

成年の子が尊属扶養義務を履行しない場合には、労働能力を欠き、又は生活が困難である父母は、尊属扶養費を給付するよう成年の子に要求する権利を有する。

第1068条 父母は、未成年の子を教育し、及び保護する権利及び義務を有する。未成年の子が他人に損害をもたらした場合には、父母は、法により民事責任を負わなければならない。

第1069条 子は、父母の婚姻の権利を尊重しなければならない。父母の離婚、再婚及び婚姻後の生活に干渉してはならない。父母に対する子の尊属扶養義務は、父母の婚姻関係の変化によっては終了しない。

第1070条 父母及び子は、相互に遺産を相続する権利を有する。

第1071条 非嫡出子は、嫡出子と同等の権利を享有するものとし、いかなる組織又は個人も、危害を加え、及び差別をしてはならない。

直接に非嫡出子を卑属扶養しない実父又は実母は、未成年の子又は独立して生活することができない成年の子の卑属扶養費を負担しなければならない。

第1072条 継父母と継子との間においては、虐待し、又は差

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

視。

继父或者继母和受其抚养教育的继子女间的权利义务关系, 适用本法关于父母子女关系的规定。

第一千零七十三条 对亲子关系有异议且有正当理由的, 父或者母可以向人民法院提起诉讼, 请求确认或者否认亲子关系。

对亲子关系有异议且有正当理由的, 成年子女可以向人民法院提起诉讼, 请求确认亲子关系。

第一千零七十四条 有负担能力的祖父母、外祖父母, 对于父母已经死亡或者父母无力抚养的未成年孙子女、外孙子女, 有抚养的义务。

有负担能力的孙子女、外孙子女, 对于子女已经死亡或者子女无力赡养的祖父母、外祖父母, 有赡养的义务。

第一千零七十五条 有负担能力的兄、姐, 对于父母已经死亡或者父母无力抚养的未成年弟、妹, 有抚养的义务。

由兄、姐抚养长大的有负担能力的弟、妹, 对于缺乏劳动能力又缺乏生活来源的兄、姐, 有抚养的义务。

第四章 离婚

第一千零七十六条 夫妻双方自愿离婚的, 应当签订书面离婚协议, 并亲自到婚姻登记机关申请离婚登记。

离婚协议应当载明双方自愿离婚的意思表示和对子女抚养、财产以及债务处理等事项协商一致的意见。

第一千零七十七条 自婚姻登记机关收到离婚登记申请之日起三十日内, 任何一方不愿意离婚的, 可以向婚姻登记机关撤回离婚登记申请。

前款规定期限届满后三十日内, 双方应当亲自到婚姻登记机关申请发给离婚证; 未申请的, 视为撤回离婚登记申请。

第一千零七十八条 婚姻登记机关查明双方确实是自愿离婚, 并已经对子女抚养、财产以及债务处理等事项协商一致的, 予以登记, 发给离婚证。

第一千零七十九条 夫妻一方要求离婚的, 可以由有关组织进行调解或者直接向人民法院提起离婚诉讼。

人民法院审理离婚案件, 应当进行调解; 如果感情确已破裂, 调解无效的, 应当准予离婚。

有下列情形之一的, 调解无效的, 应当准予离婚:

別してはならない。

継父又は継母とその卑属扶養・教育を受ける継子との間の権利及び義務には、父母・子の関係に関するこの法律の規定を適用する。

第 1073 条 親子関係に対し異議を有し、かつ、正当な理由を有する場合には、父又は母は、人民法院に対し訴えを提起し、親子関係の確認又は否認を請求することができる。

親子関係に対し異議を有し、かつ、正当な理由を有する場合には、成年の子は、人民法院に対し訴えを提起し、親子関係の確認を請求することができる。

第 1074 条 負担能力を有する祖父母又は外祖父母は、父母が既に死亡し、又は父母に卑属扶養する能力がない未成年の孫又は外孫に対し、卑属扶養する義務を有する。

負担能力を有する孫又は外孫は、子が既に死亡し、又は子に尊属扶養する能力がない祖父母又は外祖父母に対し、尊属扶養する義務を有する。

第 1075 条 負担能力を有する兄又は姉は、父母が既に死亡し、又は父母に卑属扶養する能力がない未成年の弟又は妹に対し、扶養する義務を有する。

兄又は姉が扶養して成長させた、負担能力を有する弟又は妹は、労働能力を欠き、かつ、生活上の源泉を欠く兄又は姉に対し、扶養する義務を有する。

第 4 章 離婚

第 1076 条 夫婦双方は、自由意思により離婚する場合には、書面による離婚合意を締結し、かつ、自ら婚姻登記機関において離婚登記を申請しなければならない。

離婚合意には、双方が自由意思により離婚する旨の意思表示並びに子の卑属扶養、財産及び債務処理等の事項について協議により合意した旨の意見を記載しなければならない。

第 1077 条 婚姻登記機関が離婚登記申請を受理した日から 30 日以内に、離婚を望まない場合には、いずれの一方も、婚姻登記機関に対し離婚登記申請を撤回することができる。

前項所定の期間が満了した後 30 日以内に、双方は、自ら婚姻登記機関において離婚証の発給を申請しなければならない。申請しない場合には、離婚登記申請を撤回したものとみなす。

第 1078 条 婚姻登記機関は、双方が確かに自由意思による離婚であり、かつ、既に子の卑属扶養、財産及び債務処理等の事項について協議により合意していることを調査により明らかにした場合には、登記をし、離婚証を発給する。

第 1079 条 夫婦の一方は、離婚を要求する場合には、関係する組織により調停をし、又は直接向に人民法院に対し離婚訴訟を提起することができる。

人民法院は、離婚事件を審理するにあたり、調停をしなければならない。感情が既に確実に破たんしており、調停に効果が

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

(一)重婚或者与他人同居;
(二)实施家庭暴力或者虐待、遗弃家庭成员;
(三)有赌博、吸毒等恶习屡教不改;
(四)因感情不和分居满二年;
(五)其他导致夫妻感情破裂的情形。
一方被宣告失踪,另一方提起离婚诉讼的,应当准予离婚。
经人民法院判决不准离婚后,双方又分居满一年,一方再次提起离婚诉讼的,应当准予离婚。

第一千零八十条 完成离婚登记,或者离婚判决书、调解书生效,即解除婚姻关系。

第一千零八十一条 现役军人的配偶要求离婚,应当征得军人同意,但是军人一方有重大过错的除外。

第一千零八十二条 女方在怀孕期间、分娩后一年内或者终止妊娠后六个月内,男方不得提出离婚;但是,女方提出离婚或者人民法院认为确有必要受理男方离婚请求的除外。

第一千零八十三条 离婚后,男女双方自愿恢复婚姻关系的,应当到婚姻登记机关重新进行结婚登记。

第一千零八十四条 父母与子女间的关系,不因父母离婚而消除。离婚后,子女无论由父或者母直接抚养,仍是父母双方的子女。

离婚后,父母对于子女仍有抚养、教育、保护的權利和义务。

离婚后,不满两周岁的子女,以由母亲直接抚养为原则。已满两周岁的子女,父母双方对抚养问题协议不成的,由人民法院根据双方的具体情况,按照最有利于未成年子女的原则判决。子女已满八周岁的,应当尊重其真实意愿。

第一千零八十五条 离婚后,子女由一方直接抚养的,另一方应当负担部分或者全部抚养费。负担费用的多少和期限的长短,由双方协议;协议不成的,由人民法院判决。

前款规定的协议或者判决,不妨碍子女在必要时向父母任何一方提出超过协议或者判决原定数额的合理要求。

ない場合には、離婚を許可しなければならない。

次に掲げる事由の1つがあり、調停に効果がない場合には、離婚を許可しなければならない。

(一)重婚し、又は他人と同居するとき。

(二)家庭内暴力を実施し、又は家族成員を虐待し、若しくは遺棄するとき。

(三)賭博、麻薬吸引等の悪習を有し、たびたび教育しても改めないとき。

(四)感情の不和により、2年以上別居するとき。

(五)夫婦の感情の破たんをもたらすその他の事由
一方が失踪を宣告され、他方が離婚訴訟を提起する場合には、離婚を許可しなければならない。

人民法院による離婚を許可しない旨の判決を経た後、双方が1年以上別居し、一方が再度離婚訴訟を提起する場合には、離婚を許可しなければならない。

第1080条 離婚登記が完了し、又は離婚判決書若しくは調停書が効力を生ずれば、直ちに婚姻関係が解除される。

第1081条 現役軍人の配偶者は、離婚を要求するにあたり、軍人の同意を取得しなければならない。ただし、軍人側に重大な故意・過失がある場合を除く。

第1082条 女性側が妊娠期間、分娩後1年内又は妊娠終了後6か月内にある場合には、男性側は、離婚を申し入れてはならない。ただし、女性側が離婚を申し入れる場合又は人民法院が確かに男性側の離婚請求を受理する必要があると認める場合を除く。

第1083条 離婚後、男女双方は、自由意思により婚姻関係を回復する場合には、婚姻登記機関において新たに結婚登記をしなければならない。

第1084条 父母と子との間の関係は、父母の離婚によっては解消されない。離婚後、子は、父が直接に卑属扶養するか又は母が直接に卑属扶養するかを問わず、なお父母双方の子である。

離婚後、父母は、子に対しなお卑属扶養し、教育し、及び保護する権利及び義務を有する。

離婚後、2歳未満の子については、母親が直接に卑属扶養することを原則とする。2歳以上の子については、父母双方が卑属扶養問題について合意不成立である場合には、人民法院が双方の具体的な状況に基づき、未成年の子に最も有利であるという原則に従い判決する。子が8歳以上である場合には、当該子の真実の意思を尊重しなければならない。

第1085条 離婚後、子について一方が直接に卑属扶養する場合には、他方は、一部又は全部の卑属扶養費を負担しなければならない。負担費用の多寡及び期間の長短については、双方が合意する。合意不成立である場合には、人民法院が判決する。

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

第一千零八十六条 离婚后, 不直接抚养子女的父或者母, 有探望子女的权利, 另一方有协助的义务。

行使探望权利的方式、时间由当事人协议; 协议不成的, 由人民法院判决。

父或者母探望子女, 不利于子女身心健康的, 由人民法院依法中止探望; 中止的事由消失后, 应当恢复探望。

第一千零八十七条 离婚时, 夫妻的共同财产由双方协议处理; 协议不成的, 由人民法院根据财产的具体情况, 按照照顾子女、女方和无过错方权益的原则判决。

对夫或者妻在家庭土地承包经营中享有的权益等, 应当依法予以保护。

第一千零八十八条 夫妻一方因抚育子女、照料老年人、协助另一方工作等负担较多义务的, 离婚时有权向另一方请求补偿, 另一方应当给予补偿。具体办法由双方协议; 协议不成的, 由人民法院判决。

第一千零八十九条 离婚时, 夫妻共同债务应当共同偿还。共同财产不足清偿或者财产归各自所有的, 由双方协议清偿; 协议不成的, 由人民法院判决。

第一千零九十条 离婚时, 如果一方生活困难, 有负担能力的另一方应当给予适当帮助。具体办法由双方协议; 协议不成的, 由人民法院判决。

第一千零九十一条 有下列情形之一, 导致离婚的, 无过错方有权请求损害赔偿:

- (一) 重婚;
- (二) 与他人同居;
- (三) 实施家庭暴力;
- (四) 虐待、遗弃家庭成员;
- (五) 有其他重大过错。

第一千零九十二条 夫妻一方隐藏、转移、变卖、毁损、挥霍夫妻共同财产, 或者伪造夫妻共同债务企图侵占另一方财产的, 在离婚分割夫妻共同财产时, 对该方可以少分或者不分。离婚后, 另一方发现有上述行为的, 可以向人民法院提起诉讼, 请求再次分割夫妻共同财产。

前項所定の合意又は判決は、必要とする際に、子が父母のいずれか一方に対し合意又は判決で従前に定められた金額を超える合理的要求を提起することを妨げない。

第 1086 条 離婚後、直接に子を卑属扶養しない父又は母は、子を訪問する権利を有し、他方は、協力する義務を有する。

訪問する権利を行使する方式及び時間は、当事者がこれを合意する。合意不成立である場合には、人民法院が判決する。

父又は母が子を訪問することが子の心身の健康に不利である場合には、人民法院が法により訪問を中止する。中止の事由が消滅した後は、訪問を回復しなければならない。

第 1087 条 離婚の際、夫婦の共同財産は、双方が合意によりこれを処理する。合意不成立である場合には、人民法院が財産の具体的な状況に基づき、子、女性側及び故意・過失のない当事者の權益に配慮するという原則に従い判決する。

夫又は妻が土地の家族請負経営において享有する權益等については、法によりこれを保護しなければならない。

第 1088 条 夫婦の一方は、子の卑属扶養、老人の世話、他方の業務への協力等により比較的多くの義務を負担する場合には、離婚の際に他方に対し補償を請求する権利を有するものとし、他方は、補償をしなければならない。具体的な方法は、双方がこれを合意する。合意不成立である場合には、人民法院が判決する。

第 1089 条 離婚の際、夫婦共同債務は、共同して償還しなければならない。共同財産が弁済に不足し、又は財産が各自の所有に帰属する場合には、双方が合意により全額弁済する。合意不成立である場合には、人民法院が判決する。

第 1090 条 離婚の際、一方の生活が困難である場合には、負担能力を有する他方は、適当な援助をしなければならない。具体的な方法は、双方がこれを合意する。合意不成立である場合には、人民法院が判決する。

第 1091 条 次に掲げる事由の 1 つがあり、離婚がもたらされた場合には、故意・過失のない当事者は、損害賠償を請求する権利を有する。

- (一) 重婚であるとき。
- (二) 他人と同居するとき。
- (三) 家庭内暴力を実施するとき。
- (四) 家族成員を虐待し、又は遺棄するとき。
- (五) その他の重大な故意・過失があるとき。

第 1092 条 夫婦の一方が夫婦共同財産を隠匿し、移転し、換価し、毀損し、若しくは浪費し、又は夫婦共同債務を偽造して他方の財産の侵奪を企てた場合には、離婚して夫婦共同財産を分割する際、当該一方に対し少なくとも分割し、又は分割しないことができる。離婚後、上記行為のあることを他方が発見した場合には、人民法院に対し訴えを提起し、夫婦共同財産の再分割を請求することができる。

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

第五章 收养

第一节 收养关系的成立

第一千零九十三条 下列未成年人，可以被收养：

- (一) 丧失父母的孤儿；
- (二) 查找不到生父母的未成年人；
- (三) 生父母有特殊困难无力抚养的子女。

第一千零九十四条 下列个人、组织可以作送养人：

- (一) 孤儿的监护人；
- (二) 儿童福利机构；
- (三) 有特殊困难无力抚养子女的生父母。

第一千零九十五条 未成年人的父母均不具备完全民事行为能力且可能严重危害该未成年人的，该未成年人的监护人可以将其送养。

第一千零九十六条 监护人送养孤儿的，应当征得有抚养义务的人同意。有抚养义务的人不同意送养、监护人不愿意继续履行监护职责的，应当依照本法第一编的规定另行确定监护人。

第一千零九十七条 生父母送养子女，应当双方共同送养。生父母一方不明或者查找不到的，可以单方送养。

第一千零九十八条 收养人应当同时具备下列条件：

- (一) 无子女或者只有一名子女；
- (二) 有抚养、教育和保护被收养人的能力；
- (三) 未患有在医学上认为不应当收养子女的疾病；
- (四) 无不利于被收养人健康成长的违法犯罪记录；
- (五) 年满三十周岁。

第一千零九十九条 收养三代以内旁系同辈血亲的子女，可以不受本法第一千零九十三条第三项、第一千零九十四条第三项和第一千一百零二条规定的限制。

华侨收养三代以内旁系同辈血亲的子女，还可以不受本法第一千零九十八条第一项规定的限制。

第一千一百条 无子女的收养人可以收养两名子女；有子女的收养人只能收养一名子女。

第 5 章 養子縁組

第 1 節 養子縁組関係の成立

第 1093 条 次に掲げる未成年者は、養子となることができる。

- (一) 父母を失った孤児
- (二) 実父母を捜し当てることのできない未成年者
- (三) 実父母に特段の困難があり卑属扶養することができない子

第 1094 条 次に掲げる者又は組織は、養子に出す者となることができる。

- (一) 孤児の監護人
- (二) 児童福利機構
- (三) 特段の困難があり子を卑属扶養する能力がない実父母

第 1095 条 未成年者の父母がいずれも完全な民事行為能力を具備せず、かつ、当該未成年者に重大に危害をもたらすおそれがある場合には、当該未成年者の監護人は、当該未成年者を養子に出すことができる。

第 1096 条 監護人は、孤児を養子に出す場合には、卑属扶養義務を有する者の同意を取得しなければならない。卑属扶養義務を有する者が養子に出すことに同意せず、又は監護人が監護職責の履行継続を望まない場合には、第 1 編の規定により別途監護人を確定しなければならない。

第 1097 条 実父母は、子を養子に出すにあたり、双方が共同して養子に出さなければならない。実父母の一方が不明であり、又は捜し当てることのできない場合には、一方のみで養子に出すことができる。

第 1098 条 養親となる者は、次に掲げる条件を同時に具備しなければならない。

- (一) 子を有さず、又は 1 名の子のみを有すること。
- (二) 養子となる者を卑属扶養し、教育し、及び保護する能力を有すること。
- (三) 医学上、子を養子縁組するべきでないと認められる疾病に罹患していないこと。
- (四) 養子となる者の健全な成長に不利な違法犯罪記録がないこと。
- (五) 30 歳に達していること。

第 1099 条 3 代以内の傍系の同輩血族の子を養子縁組するにあたっては、第 1093 条第(三)号、第 1094 条第(三)号及び第 1102 条所定の制限を受けないことができる。

華僑が 3 代以内の傍系の同輩血族の子を養子縁組するにあたっては、更に前条第(一)号所定の制限を受けないことができる。

第 1100 条 子を有しない養親となる者は、2 名の子を養子縁組することができる。子を有する養親となる者は、1 名の子のみ

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

收养孤儿、残疾未成年人或者儿童福利机构抚养的查找不到生父母的未成年人，可以不受前款和本法第一千零九十八条第一项规定的限制。

第一千一百零一条 有配偶者收养子女，应当夫妻共同收养。

第一千一百零二条 无配偶者收养异性子女的，收养人与被收养人的年龄应当相差四十周岁以上。

第一千一百零三条 继父或者继母经继子女的生父母同意，可以收养继子女，并可以不受本法第一千零九十三条第三项、第一千零九十四条第三项、第一千零九十八条和第一千一百条第一款规定的限制。

第一千一百零四条 收养人收养与送养人送养，应当双方自愿。收养八周岁以上未成年人的，应当征得被收养人的同意。

第一千一百零五条 收养应当向县级以上人民政府民政部门登记。收养关系自登记之日起成立。

收养查找不到生父母的未成年人的，办理登记的民政部门应当在登记前予以公告。

收养关系当事人愿意签订收养协议的，可以签订收养协议。

收养关系当事人各方或者一方要求办理收养公证的，应当办理收养公证。

县级以上人民政府民政部门应当依法进行收养评估。

第一千一百零六条 收养关系成立后，公安机关应当按照国家有关规定为被收养人办理户口登记。

第一千一百零七条 孤儿或者生父母无力抚养的子女，可以由生父母的亲属、朋友抚养；抚养人与被抚养人的关系不适用本章规定。

第一千一百零八条 配偶一方死亡，另一方送养未成年子女的，死亡一方的父母有优先抚养的权利。

第一千一百零九条 外国人依法可以在中华人民共和国收养子女。

外国人在中华人民共和国收养子女，应当经其所在国主管

を養子縁組することができる。

孤児若しくは障害がある未成年者又は児童福利機構が卑属扶養する、実父母を捜し当てることのできない未成年者を養子縁組するにあたっては、前項及び第 1098 条第(一)号所定の制限を受けないことができる。

第 1101 条 配偶者を有して子を養子縁組するにあたっては、夫婦が共同して養子縁組しなければならない。

第 1102 条 配偶者を有さずして異性の子を養子縁組する場合には、養親となる者と養子となる者との年齢には、40 歳以上の差がなければならない。

第 1103 条 継父又は継母は、継子の実父母の同意を経た場合には、継子を養子縁組することができ、かつ、第 1093 条第(三)号、第 1094 条第(三)号、第 1098 条及び 1100 条第 1 項所定の制限を受けないことができる。

第 1104 条 養親となる者が養子を迎えること及び養子に出す者が養子に出すことは、双方の自由意思によらなければならない。8 歳以上の未成年者を養子縁組する場合には、養子となる者の同意を取得しなければならない。

第 1105 条 養子縁組は、県級以上の人民政府の民政部门に対し登記手続をしなければならない。養子縁組関係は、登記の日から成立する。

実父母を捜し当てることのできない未成年者を養子縁組する場合には、登記を取り扱う民政部门は、登記前に公告をしなければならない。

養子縁組関係の当事者は、養子縁組合意の締結を望む場合には、養子縁組合意を締結することができる。

養子縁組関係当事者は、各当事者又は一方当事者が養子縁組の公証手続をするよう要求する場合には、養子縁組の公証手続をしなければならない。

県級以上の人民政府の民政部门は、法により養子縁組評価をしなければならない。

第 1106 条 養子縁組関係が成立した後、公安機関は、国の関係規定に従い養子となる者のため戸口登記手続をしなければならない。

第 1107 条 孤児又は実父母に卑属扶養する能力がない子は、実父母の親族又は友人が卑属扶養することができる。卑属扶養者と被卑属扶養者との関係には、この章の規定を適用しない。

第 1108 条 配偶者の一方が死亡し、他方が未成年の子を養子に出す場合には、死亡した一方の父母は、優先的に卑属扶養する権利を有する。

第 1109 条 外国人は、法により中華人民共和国において子を養子縁組することができる。

外国人は、中華人民共和国において子を養子縁組するにあ

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

机关依照该国法律审查同意。收养人应当提供由其所在国有权机构出具的有关其年龄、婚姻、职业、财产、健康、有无受过刑事处罚等状况的证明材料，并与送养人签订书面协议，亲自向省、自治区、直辖市人民政府民政部门登记。

前款规定的证明材料应当经收养人所在国外交机关或者外交机关授权的机构认证，并经中华人民共和国驻该国使领馆认证，但是国家另有规定的除外。

第一千一百一十条 收养人、送养人要求保守收养秘密的，其他人应当尊重其意愿，不得泄露。

第二节 收养的效力

第一千一百一十一条 自收养关系成立之日起，养父母与养子女间的权利义务关系，适用本法关于父母子女关系的规定；养子女与养父母的近亲属间的权利义务关系，适用本法关于子女与父母的近亲属关系的规定。

养子女与生父母以及其他近亲属间的权利义务关系，因收养关系的成立而消除。

第一千一百一十二条 养子女可以随养父或者养母的姓氏，经当事人协商一致，也可以保留原姓氏。

第一千一百一十三条 有本法第一编关于民事法律行为无效规定情形或者违反本编规定的收养行为无效。

无效的收养行为自始没有法律约束力。

第三节 收养关系的解除

第一千一百一十四条 收养人在被收养人成年以前，不得解除收养关系，但是收养人、送养人双方协议解除的除外。养子女八周岁以上的，应当征得本人同意。

收养人不履行抚养义务，有虐待、遗弃等侵害未成年养子女合法权益行为的，送养人有权要求解除养父母与养子女间的收养关系。送养人、收养人不能达成解除收养关系协议的，可以向人民法院提起诉讼。

第一千一百一十五条 养父母与成年养子女关系恶化、无法共同生活的，可以协议解除收养关系。不能达成协议的，可以

たり、その所在する国の主管機関による、当該国の法律による審査同意を経なければならない。養親となる者は、その所在する国の、権限を有する機構が発行した自らの年齢、婚姻、職業、財産、健康、刑事処罰を受けたことがあるか否か等の関係する状況の証明資料を提供し、かつ、養子に出す者と書面による合意を締結し、自ら省、自治区又は直轄市の人民政府の民政部門に対し登記手続をしなければならない。

前項所定の証明資料は、養親となる者が所在する国の外交機関又は外交機関が授権する機構による認証を経て、かつ、当該国における中華人民共和国の在外公館による認証を経なければならない。ただし、国に別段の定めがある場合を除く。

第 1110 条 養親となる者又は養子に出す者が養子縁組にかかる秘密を保持するよう要求する場合には、その他の者は、その意思を尊重しなければならず、これを漏洩してはならない。

第 2 節 養子縁組の効力

第 1111 条 養子縁組関係が成立した日から、養父母と養子との間の権利義務関係には、父母・子の関係に関するこの法律の規定を適用する。養子と養父母の近親者との間の権利義務関係には、子と父母の近親者との関係に関するこの法律の規定を適用する。

養子と実父母その他の近親者との間の権利義務関係は、養子縁組関係の成立により解消される。

第 1112 条 養子は、養父又は養母の氏を称することができ、当事者の協議による合意を経た場合には、また、従前の氏を保留することもできる。

第 1113 条 民事法律行為の無効に関する第 1 編の規定の事由を有する場合又はこの編の規定に違反する養子縁組行為は、無効とする。

無効である養子縁組行為には、当初から法的拘束力がない。

第 3 節 養子縁組関係の解除

第 1114 条 養親となる者は、養子となる者の成年以前において、養子縁組関係を解除してはならない。ただし、養親となる者及び養子に出す者双方の合意により解除する場合を除く。養子が 8 歳以上である場合には、本人の同意を取得しなければならない。

養親となる者が卑属扶養義務を履行せず、虐待、遺棄等の未成年の養子の適法な權益を侵害する行為をした場合には、養子に出す者は、養父母と養子との間の養子縁組関係を解除するよう要求する権利を有する。養子に出す者又は養親になる者は、養子縁組関係解除合意を達成することができない場合には、人民法院に対し訴えを提起することができる。

第 1115 条 養父母と成年の養子との関係が悪化し、かつ、共同生活するすべがない場合には、養子縁組関係の解除を合意

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

向人民法院提起诉讼。

第一千一百一十六条 当事人协议解除收养关系的,应当到民政部门办理解除收养关系登记。

第一千一百一十七条 收养关系解除后,养子女与养父母以及其他近亲属间的权利义务关系即行消除,与生父母以及其他近亲属间的权利义务关系自行恢复。但是,成年养子女与生父母以及其他近亲属间的权利义务关系是否恢复,可以协商确定。

第一千一百一十八条 收养关系解除后,经养父母抚养的成年养子女,对缺乏劳动能力又缺乏生活来源的养父母,应当给付生活费。因养子女成年后虐待、遗弃养父母而解除收养关系的,养父母可以要求养子女补偿收养期间支出的抚养费。

生父母要求解除收养关系的,养父母可以要求生父母适当补偿收养期间支出的抚养费;但是,因养父母虐待、遗弃养子女而解除收养关系的除外。

することができる。合意を達成することができない場合には、人民法院に対し訴えを提起することができる。

第 1116 条 当事者は、養子縁組関係の解除を合意する場合には、民政部門において養子縁組関係解除の登記手続をしなければならない。

第 1117 条 養子縁組関係が解除された後、養子と養父母その他の近親者との間の権利義務関係は直ちに解消し、実父母その他の近親者との間の権利義務関係は、自動的に回復する。ただし、成年の養子と実父母その他の近親者との間の権利義務関係が回復するか否かについては、協議により確定することができる。

第 1118 条 養子縁組関係が解除された後、養父母による単属扶養を経た成年の養子は、労働能力を欠き、かつ、生活上の源泉を欠く養父母に対し、生活費を給付しなければならない。養子が成年後に養父母を虐待し、又は遺棄したことにより養子縁組関係を解除する場合には、養父母は、養子縁組期間に支出した単属扶養費を補償するよう養子に要求することができる。

実父母が養子縁組関係を解除するよう要求する場合には、養父母は、養子縁組期間に支出した単属扶養費を適当に補償するよう実父母に要求することができる。ただし、養父母が養子を虐待し、又は遺棄したことにより養子縁組関係を解除する場合を除く。

翻訳：弁護士法人キャスト パラリーガルチーム